

施策コード	1-7
-------	-----

中心所管課	福祉課
関連所管課	健康推進課

第1章	笑顔つながる幸せに暮らせるまちづくり -健康・福祉-							
基本施策名	7 生活自立支援							
総合計画の目標指標								
指標名	単位	策定時	実績値			目標値		SDGs独自指標
		R2	R3	R4	R7	R12		
就労支援による就職決定件数	件	16	11		18	20		

施策の内容(主な取組)		
単位施策名	実績・成果	今後の方向
1 生活保護制度の適正な運営	本市では、令和4年3月31日時点において、478世帯・541人が生活保護を受給。前年度同時期と比較して微減。また、生活保護の新規開始件数は、例年であれば、70件前後の申請があるが、令和3年度は生活困窮者に対する支援事業が一定の効果を上げたためか、51件の申請にとどまった。 コロナ禍において、家庭訪問が困難となり、電話による生活状況の確認が主となっている。	生活保護は大きな制度改正もなく生活保護の運営自体に変更はないが、訪問活動(電話連絡を含む)や収入・資産の申告については、管理表により状況把握を徹底。また、適切な面談と、幹部職員による能動的な管理的機能を発揮させることにより、漏給・濫給を防止する。
2 子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばす学習支援の実施	就学援助を受けている、小学3年生から中学生までの児童・生徒を対象に、土曜日の午前中に市内公共施設において、学習支援を実施(全21回)。対面による、きめ細やかな指導により、学校での勉強のつまづきを解消させ、学習に対する意欲の向上に努めた。	引き続き、困窮世帯を対象とした学習支援をしつつ、居場所としての役割も担えるような支援につなげていく。
3 生活困窮者の自立支援の強化	就労を目標とした生活保護受給者及び生活困窮者に対して、令和3年度から就労準備支援事業を開始。引きこもり等により、社会との関わりが希薄になり、日常生活への適応が困難であるケース等に対して就労に向けた段階ごとの支援を実施。	本事業における、最終的な目標は就労による自立であるが、その他にも障害者サービスへつなげるなど、安心して生活ができるよう、多方面からの支援を行っていく。

個別計画の目標指標								
計画名	第3期蒲郡市福祉計画					計画期間	令和3年度～令和5年度	
指標名	単位	策定時	実績値				目標値	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R12
就労準備支援事業参加人数	人	5	1				3	3
自立相談支援事業	件	473	294					
子どもの学習支援事業参加延人数	人	387	472					
住居確保給付金利用者件数	件	64	8					

主要事業の実績評価					
施策番号	事業名	事業費(千円)		実績(R3年度)	今後の方向
		R3(決算額)	R4(予算額)		
		人工			
1	自立相談支援事業	5,787		面接相談件数294件。内51件が生活保護の申請となり、その他生活困窮者自立支援事業へとつながった。	適正な面談の上、生活困窮者事業等の利用により自立を支援。
		1人工			
1	健康管理支援事業	31		ケースワーカーによる、生活保護受給者への健康診査受診の促進により、92人が受診。	健康に対する意識を向上させることにより、生活保護扶助費の50%以上を占める医療費の削減につなげる。
		0.2人工			
1	被保護者就労準備支援事業	2,484		令和3年度から事業開始。参加者は4人で、就労決定者は1名。	最終的な目標は就労による自立であるが、本事業を通じて、社会との関りを持ち、障害者サービス等、その他の制度へとつなげていくことも重要である。ケースにより、長いスパンで、きめ細やかな支援をしていく必要がある。
		1人工			
2	子どもの学習支援事業	857		開催回数:21回 申込人数:58人(小学生37人、中学生21人) 延参加人数:472人	困窮世帯に対しても、平等に学習ができる機会を設けることにより、貧困を理由とする学力の格差を解消し、貧困の連鎖を断ち切る。
		1人工			
3	生活困窮者就労準備支援事業	2,484		令和3年度から事業開始。参加者は1人。また、本事業の利用相談から生活保護の受給へとつながったケース2人。	最終的な目標は就労による自立であるが、本事業を通じて、社会との関りを持ち、障害者サービス等、その他の制度へとつなげていくことも重要である。ケースにより、長いスパンで、きめ細やかな支援をしていく必要がある。
		1人工			
3	生活困窮者一時生活支援金	17		申請者数:4人	生活保護及び生活困窮者自立支援事業を活用し、根本的な問題を解消し、相談者を自立へと働きかけていく。
		0.1人工			

総括評価	成果・課題	生活保護法及び生活困窮者自立支援法に基づいた事業を実施しているが、近ごろの面談の傾向から、困窮のみならず、障害や介護、ひきこもり等、複合的な問題を抱える世帯が増加していることがうかがえる。そのため、今後は福祉総合窓口及び他機関と共に、より包括的な支援が必要となっている。
	今後の方向	就労支援や子どもの将来に向けた支援をし、幅広い世代の生活困窮者をしっかりと支えること。また、様々な制度の狭間において、支援を受けられずにいる人の救済をしていくことが、これから重要となってくる。